

Q-3

無窓の居室の検討において、店舗の開口部にシャッターがある場合、排煙上有効な開口とみなすことができますか。

A-3

店舗など一般にシャッターを常時開放して使用する室については、令第116条の2第1項第2号（無窓の居室）の検討は、シャッターを開放した状態で算定できるものとします。

排煙設備（令126条の2の規定により設置する排煙設備）については、シャッターを閉鎖した状態でも排煙できるようにする必要があります。

「福岡市確認申請の手引き」【2. 単体規定編—2.2 管理用シャッターの採光・換気・排煙について】をご参照ください。